

新潟市精神障害者地域生活支援施設事業補助基準

(目的)

第1条 精神障害者(精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第5条に規定する者で知的障害者を除く。以下同じ。)の社会復帰・社会参加の促進を図るため、地域生活支援施設「いこいの家」運営事業(以下「事業」という。)に要する経費に対し、その一部を助成することについては、この基準の定めるところによる。

(対象者)

第2条 この基準により補助金の交付を受けることができる者は、市長が適当と認める者とする。

(補助対象経費)

第3条 補助の対象となる経費は、事業を運営するために必要な経費のうち、別表(補助事業の対象経費一覧)に定めるとおりとする。

(補助金の額)

第4条 補助金の交付額は、毎年度市長が予算の範囲内で別に定めるものとする。ただし、算出された額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

附 則

この基準は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成12年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成14年3月1日から施行し、改正後の新潟市精神障害者地域生活支援施設事業補助基準の規定は平成13年4月1日から適用する。

附 則

この基準は、平成14年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成18年4月1日から施行する。

別 表

事業の区分	対 象 経 費	基 準 額	選 定 額
1 . 事 業	精神障害者地域生活 支援施設を運営するた めに必要な職員の報酬 需用費（消耗品費，燃 料費，食糧費，光熱水 費及び修繕費），役務費 （通信運搬費），旅費及 び備品購入費	指導員基準額（1人当たり） *1 *2 *3 223,074 円 + 8,324 円 + 9,700 円 = 241,098 円 1 日当たり *4 *5 241,098 円 ÷ 30 日 × 6 / 7 時間 6,900 円 @6,900 × 156 回 = 1,076,400 円 （年間 1 人当たり） 限度額（1 施設年間） 2,152,800 円 （@6,900 × 156 回 × 2 人 = 2,152,800 円） *1 前年度の障害者施設等職員 の本俸基準額の知的障害児通園 施設の児童指導員欄の額(福 2- 5) *2 給与改善額 *3 特殊業務手当基準額 *4 1 ヶ月の日数 *5 作業所の勤務時間 AM9:00 ~ PM4:00 7 時間 いこいの家の勤務時間 AM9:00 ~ PM3:00 6 時間 （少数点以下四捨五入とする。）	基準額と補助 対象経費の実支 出額とを比較し， いずれか少ない 方の額
2 . 土地・建 物使用料	精神障害者地域生活 支援施設を運営するた めに必要な土地，建物 を借りるために必要な 経費	月額 50,000 円	基準額と補助 対象経費の実支 出額とを比較し， いずれか少ない 方の額